

国民健康保険制度改革後の新たな構造的問題に関する意見書

国民健康保険制度（以下、「国保」）は、中高齢者が多く一人当たりの医療費が増加する一方、被保険者の所得水準に対し、保険料（税）の負担率が高いなど構造的な問題を抱えている。このことから、平成30年度に制度改正され、都道府県が財政運営の責任主体となり、国から約3,400億円の公費拡充による財政基盤の強化が図られたところであり、財政運営の健全化に向けた一般会計からの法定外繰入の解消や、統一保険料に向けた取組が求められている。

しかし、被保険者数が、人口減少や団塊世代の後期高齢者医療制度への移行などにより年々減少していることに加え、国の施策である社会保険適用事業所の拡大は、安定した給与所得のある被保険者を減少させている。

こうした状況は、保険税収入の大幅な減収を招いており、保険税を基本とする国保財政において、標準保険料率を適用しても法定外繰入の解消が見込めないという新たな問題が生じており、財政運営及び制度運営の課題に対応する支援や措置が必要となっている。

よって、大和市議会は、国に対し、以下のとおり要望する。

1. 国保財政の安定化に向けて、被保険者の減少や所得水準に対する保険料（税）の負担率の高さなど、構造的な問題を解決できるように国においてさらなる公費の拡充など財政支援を図ること。
2. 国の施策や社会的・経済的な要因による保険者の責に帰することができない特別の事情による保険料（税）収入の落ち込みなどの補填については、法定内による繰入となるように基準等の見直しを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年3月22日

大和市議会